

平成24年度 東京都税制調査会
第1回小委員会 議事録

日 時 平成24年6月18日(月)
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成24年度 東京都税制調査会第1回小委員会

平成24年6月18日（月）10:00～11:35
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に、第1回小委員会次第、小委員会委員名簿、座席表でございます。その右側ですが、上から平成24年度の検討事項、平成24年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）と第1回小委員会の論点。最後に、直面する税上の諸課題に関する資料でございます。

一番右側ですが、昨年度の「都税調答申」と「前期答申に対する意見」でございます。先月の第1回総会の際に、〇〇委員より、昨年度の都税調答申についてどのような反応があったかとの御質問をいただいておりますので、御参考といたしまして、答申を公表した後の平成23年第4回都議会定例会の財政委員会における主な意見をまとめております。

その下に政府閣議決定の社会保障・税一体改革大綱がございます。また、先週金曜日に一体改革の修正協議について3党合意がされたということで、御参考までに新聞記事を置かせていただいております。これらの資料は後ほどごらんいただければと存じます。

それでは、ただいまより、「平成24年度東京都税制調査会第1回小委員会」を開催いたします。

初めに、小委員会の議事についてでございますが、東京都税制調査会運営要領第5によりまして、原則公開とさせていただきます。なお、答申や中間報告の審議を行う回につきましては、答申等の公表後、議事録等を公開いたしますが、審議については非公開とさせていただきたいと考えております。

次に、運営要領第4の2の規定によりまして、〇〇会長から小委員長の御指名をいただいております。

立教大学経済学部教授の〇〇委員でございます。

〇〇委員から一言ごあいさつをいただけますでしょうか。お願いいたします。

【小委員長】 小委員長を務めさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

前期も小委員長を務めさせていただき、昨年の秋に答申案をまとめることができました。その折にも委員の皆様は大変熱心な御議論と御協力をいただきましてありがとうございました。そのとき議論がございました社会保障・税の一体改革というのは、今も事務局からの資料にもございましたとおり、より具体化をするといいますが、具体化して政党間の合意がなされると一体改革なのかどうかというところが問題になってくるわけですが、そういう点も含めて、更に直面する地方税財政の問題として議論を続けていかなければいけないものです。

また、前期、大きなテーマとなりました環境問題あるいは防災の問題につきましても、その後の経過というものがございますので、それを注視しつつ議論をしていく必要もあるのかと思っております。

更に、全体として東京都の税制調査会が設置されて以降、地方自治の確立に向けた税財政制度改革ということが最大のテーマになっておりますので、それについて今喫緊の問題が何であるかということをとらえつつ議論を進めていければと考えております。

ということで、今期につきましても、皆様の熱心な御議論と御協力をいただければと考えております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

【税制調査課長】 どうもありがとうございます。

それでは、進行を〇〇小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 それでは、議事に入ります。

まず、「今年度の検討の進め方について」について、事務局から説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

初めに、お手元の資料1「平成24年度検討事項（第1回総会決定）」というものをご覧ください。

さきの総会におきまして、今年度の検討事項を、「1 直面する税制上の諸課題に関すること」「2 真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」の2点とするということを御決定いただきました。

次に、「平成24年度東京都税制調査会小委員会の議題（案）」という資料をご覧ください。

総会で御決定いただきました今年度の検討事項を踏まえまして、各小委員会の議題と今後の予定について記載しております。

今年度の小委員会は、本日を第1回といたしまして、11月に開催する予定の中間報告案審議のための総会までの間に、5回程度開催したいと考えております。

第3回までの日程につきましては、既に皆様に御連絡を差し上げているとおりでございます。

本日第1回は、「直面する税制上の諸課題に関すること」について御検討をお願いしたいと考えております。第2回では「財政調整のあり方」、第3回では「公平な徴収を担保する仕組み、これからの固定資産税について」を議題として御議論いただきたいと考えております。

9月から10月ごろにかけて小委員会の第4回、第5回の開催を予定しております。

第4回では、中間報告案の骨子について事務局から素案をお示しし、御検討いただきます。

第5回で中間報告案について御議論いただいた上で、小委員会としての案をとりまとめていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。よろしければ、今年度の検討の進め方については、ただいまの案のとおりにさせていただきます。

それでは、次に「分科会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 分科会の設置に関しまして御説明いたします。

今回は、「企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方」をテーマに調査研究を行うため、分科会を設置いたします。分科会のメンバーにつきましては、設置要綱第7の規定に基づき、小委員長の指名によることとし、〇〇小委員長一任でお願いしたいと考えております。

また、分科会の議事につきましては、前期と同様、非公開とさせていただきますと考えております。

説明は以上でございます。

【小委員長】 これについては、ただいまのテーマ、「企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方」ということで、いわゆる企業課税論ということになるわけですが、まずこの分科会を設置することについていかがでしょうか。

よろしければ、設置をお認めいただいたということで、そのメンバーにつきましては追ってお知らせしたいと思っております。

それでは、本日の議事の「直面する税制上の諸課題に関すること」でございます。

先ほどの第1回小委員会の論点が配られていると思いますので、これについて御議論をいただくということになるとは思いますが、まず資料の説明を事務局からお願いします。

【税制調査課長】 それでは、「第1回小委員会の論点」をご覧ください。本日は、先ほども御説明いたしましたとおり、「直面する税制上の諸課題に関すること」について御議論いただきたいと存じます。

論点といたしましては3つ、「前期答申を踏まえ、社会保障・税一体改革などの現在の情勢をどう見るか」「法

人事業税の暫定措置の不合理性について」「税と社会保険料のあり方についてどう考えるべきか」を提示させていただいております。

次に、本日の論点に係る資料の説明をいたします。

「直面する税制上の諸課題に関する資料」をごらんください。これらは先生方には既に御案内の内容ばかりと思いますが、御議論いただく際の御参考としていただければと存じます。

順番にいきますけれども、1ページと2ページの資料1は、今年2月に閣議決定されました社会保障・税一体改革大綱の概要でございます。

3ページは、税制抜本改革における消費税・地方消費税に係る改正内容でございます。

4ページの資料3は、資料2の税率の部分に関しまして、引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分を図示したものでございます。消費税率が10%に引き上げられるときに、地方消費税と地方交付税分を合わせて1.54%に当たる部分が地方の取り分になるとされております。

5～7ページの資料4は、この地方の取り分1.54%を算出するときに国が根拠とした考え方を示したものでございます。

8ページの資料5は、一体改革の社会保障改革の概要でございます。関連法案の概要を示しております。

資料6は、9～15ページまででございますけれども、これは平成23年度都税調答申の提言の内容と、社会保障・税一体改革大綱の記述を対応させたものでございます。左側に都税調答申の項目と内容、右側にそれに関連する一体改革の内容を記載しております。

16～21ページが資料7となりますが、こちらは3月末に国会に提出されました社会保障・税一体改革法案の概要でございます。

22ページと23ページの資料8は、一体改革の地方税に係る法案の概要でございます。

24ページの資料9は、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の仕組みと、東京都への影響額をお示した資料でございます。

25ページ、資料10は、平成22年度の地方法人特別譲与税による各都道府県への影響額を表にしたものでございます。

26ページ、資料11は、御参考までに、法人事業税の暫定措置に関する最近の石原都知事の発言でございます。

27ページ、資料12は、社会保障給付費の推移を示すグラフでございます。

28ページ、資料13は、社会保障の給付と財源を示した図でございます。

29ページ、資料14は、社会保障財源の全体像を示した図でございます。

30ページ、資料15は、平成24年度政府予算案の内容でございまして、一般歳出に占める社会保障関係費の割合が示されております。

31ページの資料16は、平成22年度の地方の普通会計決算の概要を示したものでございます。

32ページの資料17は、国民健康保険税と国民健康保険料の概要でございます。

33ページ、資料18は、国民年金保険料と国民健康保険料の収納率の推移を示したグラフでございます。

34ページ、資料19は、国民負担率の内訳の国際比較のグラフでございます。

資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、「第1回小委員会の論点」というペーパーがございます。これに沿って御意見をいただきたいと思っております。

「直面する税制上の諸課題に関すること」を3つに分けまして、1番目が前期の答申を踏まえて社会保障・税

の一体改革などの現在の情勢をどう見るかということ。

2番目は法人事業税の暫定措置の取り扱いについてということ。

3番目は税と社会保険料のあり方あるいは税と社会保険の関係についてどう考えるかということとさせていただきます。

それでは、順次御意見をいただきたいと思うのですが、まず、社会保障・税の一体改革などの現在の情勢をどう見るかということについてでございます。

今の資料について何か質問がございましたら、資料の番号でいきますと1～8番が一体改革の資料になっていたかと思えます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 資料で質問があるのですけれども、多数あるものですから、後ほど意見を述べるときに述べさせていただきますかと思えます。

1つ伺いたいのは、論点の3番目のところなのですけれども、「税と社会保険料のあり方についてどう考えるべきか」というのはどういうことを意味しているのですか。どういうことを論じようとしているのですか。

【小委員長】 これは3番目の論点のときに改めて申し上げますけれども、この東京都の税制調査会では勿論、地方税のを中心にして議論していくわけですが、実際には国民負担の中で社会保険料が占める割合が大変高いわけでございます。そこで国民負担として考えた場合に、税だけに限って議論をするということでは、地方団体としての税財源に関する議論が完結するものではないのではないかと問題提起がございまして、社会保険料の問題につきましても併せて検討すべきではないかという意見が前から寄せられておりますので、それをここで取り上げたいと考えたわけです。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【小委員長】 それでは、この論点の①の社会保障・税一体改革などの現在の情勢につきまして、何か御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今回、消費税が上がることによって地方消費税は2.2%ぐらいになりますね。それによって、多分東京都は交付税をもらっていないのでそのまま収入になると思うのですが、東京都の税収はどれぐらい増えるのでしょうか。

それと、これは2番目のトピックに関連するので後で話した方がいいと思いますが、法人事業税との関係なのですけれども、1回取り上げられて、それがまた戻ってくるということになれば全部で東京都の税収がどれぐらい増えることか、数字を出してもらいたいです。

【小委員長】 これについては事務局の方で、後ほど資料が参りましたら説明をさせていただきます。

それでは、ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ほかのところとも関わるのかもしれないのですが、1つ整理として教えてもらいたいのは、今回の一体改革と称するものが、先ほど小委員長がおっしゃったように、一体改革なのか、単に税だけの改革なのかという話もあるかもしれませんが、とりあえず3党一体改革であることは間違いのないと思いますので、一応その一体改革の中で社会保険料についてどう扱われているのかというのを整理して教えていただければと思うのです。

資料5ですと、国民健康保険の保険料軽減問題とか、年金については2分の1国庫負担という話がありますけれども、また3党合意の中で社会保険の制度を前提にしてというのが入ってきて、税による年金という話はだんだん消えつつあるような話も伺っているので、今回の一体改革の中で社会保険料というのは結局一体として議論

されないまま消えてしまったのかどうなのかという事実認識について教えていただければというのが1点です。

第2点目は、私のような素人が聞くのは変なのですけれども、結局消費税を上げたときのマクロ経済モデルは一体どうなっているのか。景気に配慮して上げるということなのですが、普通、消費税を上げれば景気は後退するのではないかというのが素人目には考えられることなのですが、一時、菅政権のときには消費税を上げれば景気がよくなるという話もあって、そこら辺のマクロ経済モデルは結局一体どうなったのかということについて、教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【小委員長】 この辺り、3党合意というものが、もともと民主党政権が考えていた一体改革ではないような方向に行くのではないかと報道されているわけですが、恐らく民主党の方々が言うておられる最低保障年金とか後期高齢者医療制度廃止という問題を先送りするような形になっているので、そこで社会保険の改革の全体が何となく先送りされているという印象を私も持っているのですが、いかがですか。事務局では何かそういう資料はありますか。

【税制調査課長】 3党合意の中の社会保障制度改革推進法案の骨子というのがございまして、基本的な考え方のところは、社会保障の機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現するというふうに書かれておまして、あと年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とする。このように書かれております。これよりも詳しいことは今の段階では書かれていないようです。

【小委員長】 要するに制度自体については今の段階では手を付けるとは言わないということだと思っておりますけれども、年金の2分の1負担の財源を安定させるということを今回の消費税の税率上げの理由に掲げていたので、税を増やすということは、言い方を変えれば社会保険料の比率を減らすということなのだろうと読めるわけですね。今の基本的な考え方のところは、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てるということですから、税収が何らかの形で増えていけばそれは社会保険料の抑制につながるという意味の合意になっているのではなかろうかと思われま。

ただ、社会保険制度自体に対する改革はかなり後ろに退いているということは言えるのではないかと思います。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 そうだと思っておりますけれども、地方財政計画のつくり方と一緒に。地方財政計画では、普通会計の方から社会保険会計の方に繰り出す話は出てはいますが、では社会保険会計の全体の方はどうなっているのかというマクロベースがないということは結局変わっていないようです。資料5を見る限り、税の方で何かを減らすということは言っているけれども、減らした結果どうなるのかという像は結局議論されないまま先送りになった。もともとの民主党案はまだそれでも後期高齢者医療制度を廃止するとか、基礎年金を税負担にすると言えば社会保険はすくなくなるわけですから、その限りでは税と社会保障で一体改革と呼べた。つまり、社会保障において社会保険がなくなるのであれば社会保障・税一体改革で論理的にはすっきりするわけですが、自民党流に社会保険を残すとすれば、社会保障・税一体改革は当然社会保険料を含まなければ論理的に成り立たないような気がする。三党合意によってますます悪くなったという率直な印象がまず1点で、それでよいのかというのを御確認いただければということです。

【小委員長】 どうなのでしょう。確認というのはなかなか難しいのですが、皆さんの御意見、御感想をいただければと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今の御意見はよくわかるのです。今回、地方消費税が上がるのがほとんど確実視されるようになったのですが、今の議論の社会保険料が下がる傾向ではないのは、1つは2004年に年金改革法ができていま

すね。年金改革法では毎年年金の保険料率を上げるということになっていて、当初13.58%だったのですが、最終的には、18.3%になるということは固定化されているので、ここの論議を何もしないで消費税だけ上げるということになると、負担は2004年に決めた保険料率まで進んでいくということになるのだろうと思っておりまして、それは今先生方の御議論の御懸念のところだろうと思ったので、私はやはり増税だけが先行して社会保険の方の議論が全くない、例えば年金改革法との関連とかも全くありませんので、非常に残念だなという気がいたしております。

以上です。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 私が最初に税と社会保険料のあり方についてどう考えるべきだというような、どういうことを議論するのかという御質問をしたのですけれども、結局消費税が上がっても社会保険料が下がるという保証はないというような傾向にあることを危惧しているわけです。

特に社会保険料の問題については、税と違って余り国民的な議論なしに毎年上がっているという感じですね。介護保険料にしても、医療保険にしても、負担する立場からすると税のように十分な議論なしに上がっているというような感じを持っているものですから、消費税が上がっても社会保険料がこのまま据え置かれるとか、今後上がるのであれば税の一体改革というのは必ずしも望ましいものではないと私は考えています。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 先ほど東京都のボリュームとしてどのような影響があるかという質問もありまして、それはまたお答えは後日でもよろしいのですが、消費税が上がって徴収した分をどういうふうにするかという使途の話なのですが、資料8、通しで22ページのところで、地方分の方の法律案についてです。引上げ分の地方消費税の使途の明確化というところがあって、社会保障施策に要する経費に充てるものとなっているのは今後どうなるかわかりませんが、通るとしたら一体的に通るということになって、東京都としてもそういうふうにするようにと言わば法律で義務付けられる。また義務付け・枠付けという話になるのですね。

そうなったときに東京都としてどうするかということですが、一応値上げのときの国民に対する説明としてはこういうふうに使途を使うと言ってきた。ただ、それが地方税についてもそれほど拘束的なのかというのはあるのですが、そのように法律には書かれるのですね。そうすると、やはり東京都としてもとりあえずどのように用いるかということについての検討を当然開始するということになるのでしょうか。その辺り、まだ検討はそこまで行ってないですか。

【税制調査課長】 まず、消費税率引上げに伴う東京都への影響額というのは試算した資料がございましたので、それを御説明したいと思います。

消費税率と地方消費税、両方合わせて8%に上げた場合、東京都への影響額は、534億円。税率10%に引き上げた場合は、4344億円になります。ただし、半分が市町村交付金として市町村の方に行きますので、実際に東京都の税収、増える分はその半分ということになりますので、例えば税率10%に引き上げた場合ですと、172億円の増収ということになります。

使途が明確化された分は、これをどう使っていくのかという検討がされているのかという御質問がございます。

【税制調査担当部長】 今のところ私どもも、例えば今公表されております大綱ですとか今回の答申ですとか、そういったものプラス新聞記事等で見るしかないというところがございまして、結局大綱なり法案なりに載っているもので想定というか想像するしかないというところがございます。

○○委員からお話がございました、引上げ後の地方消費税の使途の明確化につきましても、資料にございますような項目で考えるしかないという状況でございます。したがって、その運用につきまして具体的なことというのは、これからの検討になるのではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 消費税を増やす分が充てられる先は、資料4に沿っているはずなので、ここに挙げてある社会保障4分野3.8兆円と、下にある単独事業の0.5兆円のはずです。単独事業には交付税が充てられることになっているはずで、消費税の国の取り分から充てられるはずです。

【小委員長】 私の認識ですと、消費税の税率を国・地方合わせて5%分上げるという議論になったときに、政府の文書はいろいろ出されているわけですが、たしか5%のうち1%分はサービスの充実に使うという話があって、2兆6,000億円で、残りの4%分については、そのうち1%分は要するに消費税の税率を上げると政府が買うものも値上がりするからそれに充てるのだという話があって、残りの3%分についてはいろいろ理屈はあったけれども、要するに財政再建に使うのだという話だったような気がするのです。

つまり、社会保障の維持とか安定化のために、簡単に言うと赤字国債を減らしたいという話だったように思うのであります。そう考えてみると、国の分は恐らく社会保障の制度の充実の方がちょっと先送りになっているようなので、そうしますと、ともかく特例公債をその分発行しなくて済むという意味での財政再建、健全化の方に貢献してもらおうという議論が非常に強いのではないか。となると、それは社会保険料の引き下げではなくて赤字公債の減額ということになっていくのではなかろうかと思われま。

ただし、この5%の引上げ分の中に地方の分が入っているわけで、地方消費税と地方交付税を合わせて1.54%入っているわけですので、それはどうなるのかということです。勿論、先ほどお話に出た地方財政計画があるわけですから、1.54%がそのまま歳出の増加になるというのは甘いかもしれない。

これは私の感想ですけれども、サービスをよくするというのも勿論あるのかと思いますが、地方の財政の健全化に使われるということもあり得る。つまり、例えば直接は地方消費税の増税分を社会保障のサービスに使うということになるとしても、先ほど○○委員からお話があったとおり、ほかの税は一般財源ですからその分社会保障から逃げるということもあるわけです。その場合に、例えば地方財政計画上は、あるいは地方債計画上は起債充当率を引き下げるとか、もっと一般財源で建設事業をやるとかということも、帳尻を合わせることは技術的には可能と思うので、そこら辺はまだ話が具体化していないのですけれども、果たしてどれだけ社会保障の実質的な充実に使われるかということとはなかなか見えないというのが現状、というのが私の感想であります。

○○委員、どうぞ。

【委員】 今回のいきさつから考えると、消費税増税分はやはり社会保障に充てないと筋は通らないと思うのです。初め国が提案してきたときにはほとんど地方の取り分がなかったわけで、そこで地方が横槍を入れて、地方も社会保障をやっているのもっとよこせという話になり、4ページ以降の表ができたわけですね。地方の社会保障給付費のうち国の裏負担分の7.7兆円に加えて、一番もめた地方単独事業も考慮して消費税増税分を按分してくれという話で、結局、そのとおりに配分して、社会保障における地方の役割もみとめましょうという議論だったと思います。この横槍で厚労省の人たちは試算を再度やりなおすことになり、大変苦労したそうですが、この政策決定を踏まえると、社会保障を無視するというのはどう考えてもおかしい話だと私は思います。地方の方もちゃんと社会保障に使ってもらおう。

この地方交付税の0.92%分も初めはなかった話なので、一般財源だから何に使ってもいいという話にはならないと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 私も厚労省の研究会にはいましたが、これは消費税率を引き上げる一種のへりくつです。つまり、消費税よりもはるかに社会保障経費の方が大きいわけですから、どこに充当しようとするともいい話であって、要はどうでもいい理屈である。端的に言うるとどちらでもいいということになるのですが、ただ、そもそも消費税

を導入したときからゴールドプランと称して社会保障に充てるのだなどと称してやっていただけの話であって、国民に社会保障をやると言えば増税を納得してもらえらるだろうと、でも本当は財政再建に充てたいという為政者の詭弁の域を出ない話だと思うのです。

実際問題、昔、道路特定財源であったようなオーバーフロー問題が生じなければ、社会保障経費が消費税よりはるかに超えていけば、要はスライド、ところてんになるだけなので何も問題ないということなのでどうでもいい。どういうことかという、地方財政計画をつくるときにちゃんと理屈を付けられるかどうかが自治体側の一番重要なポイントで、つまり、地方財政計画上に社会保障経費などというような分野をつくらせるかつからせないかというのが一番大きい。ノン・アフェクタシオンから言えば当然つくらせてはいけない。しかし、政府としては詭弁を弄する以上は付けざるを得ないという、しかし、付いても付かなくても実際には影響がないですけれども、そういうつまらない空中戦が起きるかもしれないと思いながらも、あえて空中戦を買うのであれば、それは当然、あくまで配分のときの理屈である、つまり、交付税の基準財政需要額の算定と同じ理屈であって、基本的には地方財政計画などにも載せるべきではないと。もちろん、載せようと載せまいと、マクロベースの社会保障費が大きいのであるから実害はないのですけれども、考え方の問題としてはある。ただし、それを言いすぎると、また厚生労働省とか財務省が、「では君たち地方側にはお金をあげない」と嫌味を言うだろうからどこかで妥協するというような話になるのではないかと。

ただ、一方、地域主権の概念から言えば、〇〇先生がおっしゃった非常に緩い形でありますけれども、義務付け・枠付けになるわけですから、それについてはやはりちゃんと筋を通す必要はあるだろうという気がいたします。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今回の増加した分をどうするかということなので、例えば100万円増加したときに100万円をどう使うかという話なので、全体歳出レベルが消費税収と比べてどうかという話ではないと思います。つまり、100万円増えたときに、100万円増えたのを全部充てるか充てないかという話と、現在、レベルとして社会保障費が900万円あったとしましょう。ここで消費税が300万円から400万円に増えたとします。一方、社会保障支出は未だ900万円だとします。これだと社会保障支出が増税された後の消費税より多いからといって、増加した100万円が全て社会保障に利用された訳ではないですね。つまり、今回は追加的に増えた増収分を全部社会保障に充てなさいという議論になるのかなと思いますので、ちょっとオーバーフローの問題とは違うと思います。

【小委員長】 ほかの委員からも御意見ございましたが、この点、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 消費税の増税分のところから地方の取り分も決まるわけですが、東京都の今回の小委員会の論点は前期答申を踏まえてということなので、9ページの資料6を見ながらということになると思うのですが、その意味では確かに、私はオーバーフローの話はむしろ〇〇先生の方が〇〇先生の話よりわかりやすかったところがあるのです。足りないのだから、名目などどうでもいいではないかというのは結構わかりやすい感じがするのです。ただ、消費税の取り分のうち地方消費税にするか、地方交付税分にするのかというのは、東京都にとってはものすごく重要な話でございまして、これを全部交付税にされた暁には東京都には来ないという話になったという意味では、前回の答申を踏まえると東京都にとっては「よかった」という話になるのだと思うのです。その一方で私の生来の主張からしますと、ここは筋論として、すべてを地方交付税に充てるべきだったのではないかと感じる場所もあるわけです。

ですので、消費税の総額に関してはここで御議論されたとおりでと思うのですが、その一方で色の付け方に関しては、こと東京に限って言うと、実は大きな論点になり得る、またはなっていたのではないかと気がいた

します。

【委員】 ちょっといいですか。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 地方交付税に充てたら、単に臨財債の発行が減るだけだと思うのです。基準財政需要なり地方財政計画の需要なりをいじらない限り地方交付税の金額は増えないです。だから、地方交付税に充てるのも地方消費税として配分するのも私は間違いだと思っていて、本来これは全部一種の譲与税にして、社会保障を生産基準にして回すべき財源なのです。

以上です。

【委員】 御趣旨はわかりました。

【小委員長】 いかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 先ほど地方消費税のうち、増額分について御説明いただいた上で、実際に半分は都で、半分は市町村に入るということで、これまでの制度はそうだったということなのですけれども、今回、こういう形で社会保障4分野の単独事業費ということで積み上げされているわけですが、実際にその費用負担の割合を考えたときに、2分の1が市町村に行くという形で実際にいろんな制度上の縛りが出てきたときに、その財源と実際の支出の見合いのバランスをどう考えるかという問題が後から出てくると思ったところですよ。

【小委員長】 確かに今回の市町村交付金の部分は従来の地方消費税と違ってすべて人口で按分するのですね。今までは人口で半分、事業者数で半分ということだったのですけれども、今度は全部人口で按分すると。その理由は社会保障のニーズには人口の方が合っているからだという理屈付けが書いてあったような気がするのですけれども。

恐らく皆さんの共通の認識は、私も先ほど申し上げましたけれども、結局のところ、この年末に地方財政計画なり地方債計画なりというものがつくられるので、そこにどういうふうにかかれるかということなのです。結局社会保障に関する地方経費の増額ということで書くのか、それとも先ほど出ていたように臨時財政対策債の減額という形になってくるのか。何らかの形で地方財政計画と地方債計画の中に反映されてくるだろうと。そこで評価するということになるのではないかと思います。

ただ、御議論に出ていますとおり、確かに全体として昨年の今ごろから半年ほど地方単独事業をめぐる議論が確かにあったわけでありまして。あのときは確かに地方消費税の増税は単独事業も含めた地方の社会保障関係のサービスを充実するのだという議論をずっとやっていました。それがお金を取る理屈だということも相当あったと思うのですけれども、しかし、それがどこまで本気なのかということが試されているということはそのとおりですので、その点を見ていかなければいけないということは先ほど○○委員も言われたとおりかと思っております。

○○委員、どうぞ。

【委員】 ただ、当時の議論で別に充実するというよりは給付に充てる方がむしろ議論だったような気がして。

【委員】 給付にこだわっていましたね。

【委員】 むしろ給付に限定することが自治体としては最大の問題です。つまりケースワーカーとかの人件費に充てられないということですね。そちらの方もかなり深刻な議論だったのですが、給付の概念は国際的な統計とか、いろんなことで厚生労働省がへりくつをこねて人件費に充てないと言っていた。総務省サイドも人件費については一般財源でやるという基本的なスタンスがあって、両方のエアポケットの中

で落ちてしまって、自治体がケースワーカーを中心とする対人社会サービスの人的な負担を賄えないという状態に追い込まれたということは今回の失敗の1つだと思います。

【委員】 一応保健師までは入れるように頑張ってくれたようですが。

【小委員長】 前の自公政権のときから、あるいは今の民主党政権もそうなのですが、閣議決定の文章の中に「官の肥大化」という言葉をよく使うのです。これは何ですかと政府に聞くとどうも人件費のことらしいのです。でも、悪い意味の言葉として使っているように見えて、では人件費を払うことは悪いことなのですか、というと、そんなことはいえないはずで、人件費に充てるならば充てるで堂々とやればいいではないか。しかし、そこは今御発言がありましたとおり、駆け引きの中でいろいろと取り扱われているという現実があるようです。

1番の論点につきましてまだあるかと思えますけれども、論点2番の方に行きます。法人事業税の暫定措置の不合理性についてということで、これはいろいろ評価があるかと思えますけれども、先ほど御紹介いただいた資料にもありますとおり、東京都は地方法人特別税とその譲与税に関して以前から発言を続けてきておりますし、前期の答申においても言及はなされているわけでございます。今回、この一体改革をやる中で暫定措置の撤廃、改革といったことについても議論にはなっているかと思えますが、この点について何か御意見ございましたら。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 法人事業税の暫定措置の問題ですが、これは、法人事業税はこれまでの状態であれば税源の偏在で税収が東京都に集中しているので、それを平準化しようということできたわけですが、この暫定措置ができたときの発言によると、消費税ができたときにはそれで地方財源が充実するので、そのときに抜本的に見直すというような発言があったと思うのです。

ですから、その発言からすればこのたび地方消費税ができればこの暫定措置が元の姿に戻る状況になると考えていいのかどうかというのが1つなのですが、その場合、先ほど地方消費税ができた場合に東京都に4、344億円の増収になるという発言があって、実質はその2分の1だそうなのですが、いずれにしてもこれだけ東京でも増収になるので更にこの法人事業税の暫定措置を元に戻す必要があるのかどうかという議論が起こる可能性があるのですが、その辺についてはどうお考えになっているのでしょうか。

【小委員長】 暫定措置の撤廃というのは、21ページの5のイと書いてあるところですね。税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行うと書いてあって、中身は書いてない。

【委員】 26ページの知事の発言というのは正しいのですか。どういうことに基づいてこういう御発言をされているのか。本当に国がそのように明記しているのですか。

【税制部長】 暫定措置については、この間の法案の策定過程の民主党の中で、合同会議などもありましたけれども、そういった中でも理論として今回の消費税の引上げに合わせて確実に撤廃すべきであると、恒常化しないのだという議論も行われておりますし、地財審などにおいても昨年12月にありましたけれども、消費税の充実と同時に廃止すべきであるという意見も出て、そういう流れの中で今回この法案ができておりますので、今後は廃止の具体化に向けた検討だと我々東京都は認識しております。条文上は、こういった書き方で、少なくとも地方税の原則には反していると思えますので、そうしたものを抜本的に見直すということは廃止以外あり得ないのだと考えて、知事の発言もそうした経緯から、消費税が2年後の4月に引上げられた時点、このときに地方の税財政なども充実されるかどうかといった問題もあるでしょうけれども、この暫定措置については少なくともこの段階で廃止されると東京都としては考えている、知事もそういう思いから発言されたと思えます。

先ほどありましたけれども、法人課税のあり方の中で、税源の偏在性はありますけれども、地方交付税

制度というのは当然あるわけで、こうしたものが現在機能しているという認識も持っておるわけでございます。改めてそういった水平調整のようなものが必要なかどうかというものがあろうかと思えます。

また、今回0.34%相当の部分についても東京都の立場から言わせていただければ、交付税原資ですので、東京都にはこれが交付されてこないわけで、こうしたところでも東京都以外への配慮がなされているのではないかなとも思っております。

以上です。

【小委員長】 では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほど私が〇〇委員に対して申し上げたことと矛盾する話になってしまうかもしれませんが、不交付団体ではなくて交付団体においては、消費税が増えると基準財政収入額が増えることになるはずなので、それに応じ一般財源は消費税が増えるほどは増えないはずです。不交付団体の東京都はそのまま丸取りだと思うので、先ほどの御認識は違うかなという感じがいたします。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 この資料11の読み方なのですが、今、主税局の解釈は伺いましたけれども、これを見る限り2月段階と6月段階では変わっているように思われます。2月の大綱を見ると、要は暫定的なもので、税制改革に合わせてそれがなくなれば有り難いというイメージで頑張ってくれと思っていたのが、やはり取られたままになりそうだから「道理もなく奪った」、「速やかに返還すべき」ということは、とりあえず主張しているあるいは要望しているという段階に後退したという認識で解釈するのが一番妥当なのではないかなというのが私の理解であります。少なくとも2月段階と6月段階は明らかにトーンが違うというのではないかなと思います。

第2点目は、「道理もなく」という理屈は果たして本当なのかというのが2番目でありまして、別に理由はそれなりにある。ただ、理由には納得できないというのはよくわかりますけれども、先ほど言いましたように、全体的な需要との見合いでの議論にならざるを得ないのではないかな。例えば先ほど消費税の一部の部分が交付税ではないという形で入っているというプラスもありますよとか、あるいは最近では交付税の算定で府県分が赤字になったのでしたか、市町村分が赤字になったのでしたか、基準財政需要と収入のどちらかが赤字になっているのですね。だから、合算算定だと一応黒ですけども、一部は赤の方に転落しているので、需要が変わったのであれば道理もなくなるかもしれないのですけれども、そんなに「道理もなく」と簡単に言えるのかなというのは疑問が生じて、「道理もなく」と言うための根拠は別途必要だなという気はいたします。最初に戻りますけれども、基本的には2月段階と6月段階で後退したという認識があって、かつそれは妥当なのではないかなと思います。

【小委員長】 それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 資料の21ページの件で、法人事業税の暫定措置の不合理性についてという論点の整理で合理性か不合理性かは置いて、当時の政府税調で私もこの議論に加わっていた一人なのですが、そのときにはあくまで暫定的な措置で将来については抜本的な改革においてということで、地方消費税との見返りということが想定されていて合意ができた。お分かりのようにかなりの減収額が見込まれる中でこういうような水平調整的な仕組みをダイレクトに入れることについて、そもそもそれが交付税制度との整合性や何かも検討しなくてはいけないという意味もあったのだらうと思うのですけれども、一時的な措置であるということで恐らく東京都も納得して制度が動いたのだらう。それにもかかわらず、それがずっとなし崩し的に水平調整のまま継続することになるのかどうかというのは、これからの話だらう。だから、東京都としても、法人二税をどういうふうに将来的に考えるのかということをややはり検討していかなければいけなくなると思います。少なくとも暫定措置であるということについては恐らく異論がなく、今後

どうするのかというのは今後の検討になってくるのではないかというのは1つの見方ではないか。

私の個人的な考えというよりも、当時のことを踏まえるとそういうふうな理解はできるのではないかと考えています。

【小委員長】 恐らく先ほどから御議論になっている資料21ページの5イ、下線が引いてございますけれども、その下に下線は引いてございせんがロというのがもう一つあって、そこに法人課税のあり方を見直すということと併せてここに書かれていますので、何らかの抜本的な見直しといった場合に財政措置を撤廃するかしないかという話と同時に法人課税のあり方をどうするかということがセットになって議論になっていくのかと思います。

皆さんに御議論いただきましたとおり、前期の平成23年度の答申におきましても、地方法人特別税の取り扱いと法人二税の取扱いということで、前期は3年間にわたる議論でほぼ答申にとりまとめたこととございますので、その中で地方法人特別税の道理があるかどうかということについても、その答申等を読み返しながらかん断していく必要があるのではないのでしょうか。

更に今、お話があったとおり、水平的財政調整制度という性格を持っているのではないかとということで、それをまたどう評価するかということについてもいろいろ御議論あるわけですが、それにつきましても前期の答申でも触れておりますので、財政調整については次回また取り上げるということになりますので、そこは前期の答申と現状を対象しつつどう考えるかということと次回改めて議論をさせていただきたい。その中で地方法人特別税の問題も改めて提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、時間もございますので、3つ目の論点についての御意見をいただきたいと思ひます。

先ほど〇〇委員からも御質問がございましたとおり、税と社会保険料のあり方についてということで、ここでは先日の総会でも御発言がいろいろございましたとおり、地方税という枠にとらわれず、国民の負担としての社会保険料も含めて議論をすべきではないかということで、今期の議論はスタートしたかと思ひますので、これについてまず問題提起なり御意見をいただければ、いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 税か保険料かという話なのですけれども、2点あって、1つは国民健康保険税は税なのか、保険料なのか。制度上は税ですね。だから、そもそもそういう議論は制度上意味があるのかというのが1点。2点目は、保険料は上げやすく税は上げにくいという話があるのですけれども、例えばイギリスの固定資産税を見ると、あれはバジェットをとじるように毎年変わっていますね。どちらかという介護保険の保険料のように。介護保険料は3年に1回ですけれども、イギリスの固定資産税と同様に、バジェットをとじるように保険料は変化している。そう考えると税と保険料を分けて考えること自体余り意味はないかなという気がしています。

あとは英語で言うと社会保険料はペイロール・タックスです。外国人がどうタックスを認識しているのかよくわかりませんが、この言葉は日本でいう拠出原理とどのように関連するのでしょうか。こういう拠出原理が日本特有なのか、ヨーロッパ特有なのか。実際、基礎年金は2分の1国費が入っていて、全額免除の手続きを取っていれば保険料を支払っていた場合の給付額の2分の1はもらえるわけですから、拠出原理といっても、この実態とどうつじつまを合わせるのかなど。

私は税で全部やっていいのかなと思うのですけれども、その反面、やはり税を上げるのと保険料を上げるのでは、先ほどおっしゃったように反応が全然違いますよね。保険料が上げやすい。例えば、ボーナスに保険料がかかるようになりましたけれども、あときは人によってはかなりの保険料負担増になるにもかかわらず、消費税ほど騒がなかったのはどうしてかと非常に不思議に思っています。そういう点で為政者にとっては保険料だと上げやすいというのはわからなくもない議論だと思います。しかし、保険料

で抛出原理を取っていると、どうしてもはじかれる人が出てくる。現在は生活保護が緩くなっていますので、そのはじかれた人は生活保護を頼ることになる。国全体としてはだれかがだれかの分を面倒見なければいけませんから、国全体としての負担は変わらない。そういった現状を踏まえた設計をし直す必要があるかなという気がします。社会保険を議論するさい、保険原理を強調する人がいますが、保険原理が通用しないので社会保険として運用しているので、余り保険原理にこだわるのもよろしくないという気がしています。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 私も○○委員と同じで、税と社会保険料を区別して扱うというパスティペンデント（歴史経路依存的）な仕掛けというのは桎梏になっているとは思っています。特に保険料は上げやすいという議論もあるので、一方で、上げ過ぎるから払えないという収納の困難が生じているわけで、だから、形式的には上げやすいということと、実質的には上げられないようなものをつくっているということだと、これは機能していないと言わざるを得ないと思うのです。国民年金と国民健康保険は、介護保険もそれに近いかもしれませんが、現実的には既に社会保険料として成り立っていないわけであって、しかも更に減免をします。減免も非常に低いところでの減免で、その上のやや苦しいところに全部の負担が行きますね。上限設定はありますから、大金持ちになったら安くなるわけであります。そういう意味で考えると実態上そもそも財源調達の仕組みとしてやや無理が来ているというのが1点です。少なくとも名目上上げやすいということと実際取れているのか、あるいは取るべきところから取れているのかという話は別です。それから負担能力の乏しい人への対策は、それは減免すればいいではないかという、減免水準よりちょっと上の人だけから取るということになり、およそ原理として成り立っていないものではないか。

それを依然として社会保険原理とか抛出原理などと称して、しかも社会保険と呼ぶためには社会保険料が半分以上ないといけなとか、厚生労働省系の研究会ではそういうことが言われるのですが、○○先生がおっしゃるようにならざるを得ない無理があるとは言いようがない。せっきゃく一体改革なのだから、税と社会保険では基本的に性質はそう変わらないものなのだから一体として扱えばいいのに、そうではなくて社会保険料についてはこのままで負担の率は決めてしまった。それは下げるつもりは全然ありませんといって税金だけ上げるといって議論になってしまったのが大変残念だし、しかも現実的に自治体の市町村現場で成り立っていない仕組みですね。国民年金は国の方で既に成り立っていない仕組みになっていて、これを社会保険原理と言い続けるのは無理ではないかなというのが1点目です。

2点目は英米系の感覚から言うと、やはりオランダなど大陸系ですと社会保険原理というのがあって、それは一定程度社会保険料が存在しているというのはそのとおりだと思いますが、実質的にはペイロール・タックスというのは第二所得税ですね。要は源泉徴収だから成り立っているという側面があるわけで、源泉徴収の方の社会保険料は確かに成り立っています。前回のお話でもありましたが、実質的にはどちらでも一緒だというお話もあるわけですね。事業主負担なのか、給料から取っているのか、どちらも似たようなものであるということから言うと、そこは企業に対する社会保険料は財源調達の仕組みとしては成り立つ。

ただ、それが給付と負担の問題として本当に妥当なのかというのをちゃんと個人ベースで妥当な負担になっているのかという議論がないままに、当面社会保険の世界でそこだけで給付と負担が一致しているかのごとき姿勢で、全体としてとらえられていないというのは、国民負担の観点から言っても、取れるからいいという話だけではないというのはあります。社会保険料を取れる被用者においては全体としての負担と給付のバランスが検討されていないし、高齢者や低所得者・失業者などのお金もないところから社会保険料を取ろうなどというのはそもそもシステムとして成り立っていない。二重の意味でかなり限界がある

のではないかなという気はいたします。結局、社会保険料収入を自分の懐として考えている厚生労働省がいて、かつ、現金ではなく見せ金として自治体に付与しているということですね。現物ではなくて、取れないものだけでも、形式的に取れるという、お金をあげている振りをして実はあげていないという仕組みになっていて、二重の意味で問題である。更に地方財政計画に基本的に入っていない、国の予算にも入っていないとなると何重にも問題がある仕組みだとは思いますが。今回の一体改革も先送りになってしまっているわけですから、これは非常に困ったことだなと思います。

【小委員長】 ほかにこの保険料の問題について何か。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 御議論されているように、税と社会保険というのが、なかなか区別がつきにくくなっているといいたいでしょうか、税は直接的な反対給付がないわけですから、社会保険料が果たして、直接的な反対給付ばかりかと言いきれないわけでありますから、この狭間というのは非常に難しいのだらうと思うのです。ただ、1点言えることは、社会保険の仕組みの中の主要な部分を考えると、極めて取りやすく痛税感を伴わないという仕組みが既に日本ではできているわけです。先ほどお話したように、13.58%の保険料率を5%上げるということをはっきり定めて、毎年毎年これを段階的に上げていくということについて、痛みを感じていない仕組みになっているわけでありまして、それと今の消費税の問題とがちっとも頭の中で絡んでいないというのが現状だらうと思います。痛みを感じていないから直接考えられないということなので、これは収入を確保する立場から言えば極めていい仕組みということが言えると思うのです。

もう一つは、私は実務をやっているから申し上げたいのですが、これは健康保険の中の仕組みですけれども、組合健保とか公務員の健保とかというのはいろいろありましてたくさんの方が入っているのですが、被保険者が払う保険料の40%が前期高齢者納付金、後期高齢者支援金になっているわけです。自分が払う保険料の40%上納するというか、政府に召し上げられるということになります。これは29ページの図にあるのですが、図では例えば組合健保というのは真ん中より少し右側にありますね。そこでは労使が折半すると書いてあるのだけれども、この中の40%が、この図には表示されていませんが、左側の国の方の後期高齢者医療制度へぶち込まれているわけですね。そのことも払っている人は全く気がつかない。40%を取られるということに議論がない、そういう仕組みというのが非常に重要だと私は思うのです。この仕組みを考えた人たちからすれば、痛みを感じないでたっぴりと取れる。しかも5%の消費税を上げようと大議論をしているのに、5%の保険料を毎年毎年少しずつ上げていっていいかという議論が消費税の改革とは全く結び付かないで執行だけされているということです。

もう一つは、2分の1は企業が負担するというのもこの仕組みを維持している大きな要素になっているのだらうと思っております、企業は発言できないわけです。例えば年金改革法が議論されているとしても企業側からは、勿論、経団連というような組織からの発言が一部ではありますけれども、それは全部の企業を包括しているわけではありませんし、多くの中小企業は発言する機会もないわけですから、自然とそういう形で制度が固定されるということになるかと思うのです。

したがって、今の仕組みから言うとなかなか切り口が難しいというのが実態で、後期高齢者支援金とか前期高齢者納付金の問題については特にわかりにくい形になっていると思います。極めて複雑なものを一体としてとらえるところから歳入庁というような構想も出やすくなるのかなという気がいたしまして、ここはどういうふうに我々としても考えていくのか慎重な議論が必要かなと思っております。

【小委員長】 どうぞ。

【委員】 社会保険料の理解は経済学的な観点で考えたときに、いわゆる逆選択、保険の仕組みで私保

険の場合には富裕層は入らなくなるというような形で、むしろ社会保険の意義は、富裕層なり高所得者層が強制的に社会保険料を払わなければいけない仕組みにある。それがペイロール・タックスというような意味合いもあって、今、〇〇委員からも御指摘があったように労使折半のこともあるのでしょうかけれども、一番問題なのは、やはり富裕層でない人々の健康保険あるいは国民年金の取扱いが社会保険料になじむのかという御指摘でもあるのかと思います。そのとき、税と社会保険料のあり方についてどう考えるべきかといったときに、根本的なところは同じだと見るのかどうかということもあろうかと思うのです。

問題は、これはただ単にいわゆる国民健康保険税か保険料かというような違いではなくて、むしろ税でファイナンスしなければならない公共サービスと、社会保険料でファイナンスしなければならない公共サービスが同じなのかどうか。別の言い方をしますと、これは〇〇委員の領域だろうと思うのですけれども、今度の民主党案でもあるのですけれども、最低限の生活保障を社会保険料で見るとかどうか。この辺のところ歳出側の性格と財源調達の選択をどういうふうに理解したらいいのかということも先生方に少し考えていただきたいと思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これは5年以上前の調査なので私の記憶が間違っているかもしれないのですが、大陸の大半の国は基本的には保険料を払わなくても日本では基礎年金部分にあたる部分は給付されると記憶しています。そこでは、どういうふうに金額を決めていたかという、海外では移民も多いので、何年その国にいたかということが基準になっていたはず。多分考え方としては、外国では消費税がかなりの部分を占めているので、そこで消費する限り税を支払わざるを得ない。いわば消費税がコミュニティへの参加料みたいなもので、その中に日本で言う保険料的なものがある。したがって、そのコミュニティに何年いたかということで、給付資格が生まれ、金額も変わってくるといった仕組みの国が多かった気がします。国民皆保険で保険料が強制的ならば、そのような保険料と税はどう違うのかなという気がしますよね。また、抛出原理にこだわるのであれば、その「保険料」としての消費税をどれくらい長く払ったかという解釈ですっきりするのではないかなという気がするのですけれども、どうなのでしょうね。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私の感覚からすると、払うときの論理ともらうときの論理というのがあると思うのです。というのも、私は論点③の税と社会保険料のあり方と聞くと、すぐイメージするのが高齢者の年金と生活保護の関係性をすごくイメージしてしまって、確かに払うときの感覚からしたら、たぶん税も社会保険料も結果的に同じ、近いものがあるのではないかというのはまさに同意するところなのですが、もらうときに年金ともらうのと生活保護ともらうのは同じだろうかということなのです。たとえ金額が同じであったとしても、多分もらうときの論理としては自分で納めたものを返してもらおうという感覚の方が気は楽だし、生活保護という形で国に頼らざるを得ないと思う気持ちというのはあると思うのです。なので、私の印象としては払うときは確かに似たようなものなのだけれども、もらうときには違う感覚があるのではないかという感じが印象としてはあります。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 多分それが抛出原理の基本的な利点で、権利としての自覚につながるということなのですが、結局払ったものを取り戻すと言えばお金がない人は取り戻す分も少ないとなるに決まっているわけでありまして、これはベバリッジ報告の限界だという話ですね。単一抛出では結局成り立たないということです。たくさんもらうのだから、貧乏人にもたくさん保険料負担をかけていいたろうというから収納率が59.3%になるわけで、こんなものは制度として成り立っていないわけですね。そもそも権利、社

会保障とか税には、結局詭弁の領域が結構あるわけです。出したものしか返ってこないのだったら私保険と一緒にですから、そんなものは社会保険としてやる意味がない。そもそも出したもの以上に返ってきて初めて意味があるわけですね。それは恩恵としてもらうというイメージを与えると意味がないからどこかで出して、それが消費税として出していると了解がされれば〇〇先生がおっしゃるように成り立つと思うのです。

だから、抛出原理が一番よくないのは、結局低所得者とか負担をできる人がいないところに「君たちは給付をもらうのだから」といって、不当に高い、つまり支払能力を超えた負担をあたかも平気で正当化してしまう、名目的にはそれを設定して引上げてしまう、しかし、現実には取れないというような、詭弁を弄した挙句に自己破壊を起こしてしまうということです。国民健康保険もそうだと思うのです。90%を割ってしまいましたから、これは税であろうと社会保険料であろうと既に成り立っていない。これは国民健康保険税に代えて徴収の仕組みを取っても全然上がりませんね。そういう問題ではなくて、ない人からは取れないわけですから、要は抛出原理に立っている以上、応能負担原理が入る余地は限界がありますので、取れない人から取るという仕組みで取れたと称しているところに結局矛盾があり、それは一般財源で補てんしなければならぬ。しかし、それは地方財政計画で見ることではできないということで、どんどん変なところに負担が行ってしまうということで、保険料の理屈というのはもはや無理ですね。実際にペイロール・タックスというか、賃金税というか、要は給料に上乗せして取れるような人は逆選択させないようにしつつ、払えない人は一般の消費税から負担するという、「2階建て」というべきか「食い込み」というかはともかくとして、それはもうやむを得ないことだと思うのです。

だから、抛出原理に彼らがあんなにこだわるのか全く理解できないので、何回議論してもよくわからないのです。社会保険の専門家の人とかは、税による財源調達に50%を超えてはいけないとか信じているのです。それは非常に不思議でなりません。

【小委員長】 今日の予定は11時半までということになっておりまして、この税と社会保険の問題、特に社会保険料の問題なのですが、いろいろ論点があります。一番大きいのは、保険原理そのものに対する論点で、一番取りやすいものとして社会保険料が取られるという発想は、もともと例えば企業に勤めていて安定的に雇われている方について、いわゆる福利厚生の上にあるものとして保険、あるいはその延長上に社会保険というものを考えてきたという歴史があるのではなかろうか。そういう意味での保険原理、社会保険原理ということになりますと、その中では安定的に運営されていくという見込みもあったのですが、現実にはそれを国民全体の制度にしてしまっていますので、そこから非常に大きな問題になってきているわけです。実際に年金の方は既に半分税金ということになりましたし、医療保険や介護保険というのも、もともと治療を要する人あるいは要介護の状態の人に対するサービスを提供しようということですから、勿論、リスクの分散ということもありますけれども、実質的には再分配の要素も入っていくということもあると思いますので、純粋な保険ではなかなか成り立たないということがあります。

もう一つ、2番目に徴収の仕組みと実態ということについてですが、今、お話がありましたとおり、低所得者からは取れない。しかし、雇用の安定した人からは逆に言うところ取りやすすぎるという矛盾があって、どちらにしてもなかなか統一的な原理にはなりにくい。今回一体改革の中で歳入庁という議論が出てきているのですが、役所だけ一緒にしてもこの原理の問題は全く解決されませんので、取りやすすぎると、絶対取れないのだという両方の問題を抱えているというところをどうするのだとなれば、保険原理自体を問題にせざるを得ないということになってくる。

更にもっと小さい問題、話は出なかったのですが、社会保険料というのは先ほど申し上げたとおり福利厚生の上にあるので、基本的に主たる収入の部分、我々で言うところ例えば大学の給料にはかか

っているのですが、そうではない収入にはかかっていないわけですし、あるいは金融所得にもかかっていない。フランスなどはすべての所得に社会保障関連税をかけるということをやっていますが、日本は非常にカバーが狭いという意味で、やはり企業の福利厚生の上で成り立った制度というところを脱していないということかと思うのです。これを税を論じる立場からどう見るかということが多分必要になります。そういった論理を入れていくと、なかなかここで放っておくわけにはいかないということになっていきます。

ということも含めて議論が出たということですが、いかがでしょうか。今のは全然整理になっていないのですけれども、とにかく、そういうことを含めて今後議論を続けていくというところで今日のところは閉めさせていただきたいのですが、何かございましたら。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 最初に本年度の小委員会の議題の案で第5回までのことが書いてあったのですが、今日の議論を踏まえて見ていると、今年度の中間報告では固定資産税の問題と財政調整の問題が主たる問題になると考えていいのですか。もうちょっと一般的な話が、今日の議論がそう幅広い議論にならなかったのですけれども、そういうような方向性と考えるとよろしいのでしょうか。

【小委員長】 考え方としては、今年度の中間報告につきましては、前期の答申以降の流れがございまして、それと対比させて、今の一体改革にしる、あるいは地方法人特別税にしる、社会保険料の問題は今回は初めてでございますけれども、そういうことがありますので、別に財政調整と固定資産税と徴収をメインにするというわけではございません。やはり大きい問題ということになりますと、今の社会保障と税の一体改革の問題が動いておりまして、そういうことをとらえつつということになるかと思えます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 3番目の税と社会保険のあり方の中で議論はないのですけれども、番号制の問題は議論しておく必要があるのかなと前にもちょっとお話ししたのですが思っておりまして、これはひとつ何かの機会でも取り上げていただければと希望だけ申し上げておきます。

【小委員長】 ありがとうございます。

最初に〇〇委員からお話がありました消費税の増税のマクロ的経済への影響について、今日は御議論できなかつたのですけれども、また機会を改めてさせていただきたいと思えます。

それでは、今日のところは以上のところで閉めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局から今後の日程について説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 第2回小委員会の日程についてお知らせいたします。

6月29日の午後4時から、都庁第一本庁舎南側S6会議室、この会議室でございますけれども、こちらで開催させていただきますので、御出席方よろしくをお願いいたします。

【小委員長】 それでは、本日の議事を終了いたします。

お忙しい中をお集まりいただきまして大変ありがとうございました。

これをもちまして第1回小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —